

商品概要説明書

定期積金

(令和1年9月17日現在適用中)

商品名	定期積金	
販売対象	法人および個人の方	
期間	6ヵ月以上5年以下	
払込	払込方法	掛込回数分の掛金を月々掛け込みしていただきます。
	払込金額	月額1,000円以上
	払込単位	1,000円単位
支払方法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。	
給付 補填金	適用金利	当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用いたします。
	支払頻度	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	計算単位100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算いたします。
	税金	お利息には、20.315%（国税15%、地方税5%、復興特別所得税0.315%）の税金がかかります。
付加できる 特約事項	普通預金等からの自動振替による掛け込みができます。	
中途解約時の 取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <p>①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率</p> <p>②初回払込日から解約までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%（小数点第3位以下は切り捨て、この計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします）</p>	
金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。または窓口にお問い合わせください。	
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：古川信用組合（リスク統括課）】 0229-21-7666</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（当組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.furushin.co.jp</p>	

	<ul style="list-style-type: none">・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、 上記古川信用組合リスク統括課または下記窓口までお申し出ください。 【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・掛け込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延利息をいただきます。・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。・満期日以後の掛け込みはできません。・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）